検証事項		評価 選定した主な理由・意見等		検証結果		
第4条 (議会の活動原則)	1号	市政における意思決定機関であることから、公平性、透明性及び信頼性を確保し、市民に開かれた議会運営に努めたか。	概ね達成 できた	・コロナの影響で市民との直接対話ができなかった。 ・委員会会議録のネット上公開を実施した。		
	2号	市民の多様な意見を市政に反映させるため、市民の意 見を的確に把握し、政策立案及び政策提言を積極的に 行ったか。	概ね達成 できた	·政策討論会において、プレミアム付商品券発行の検討を行うに当たって、市民から意見を集めた。		
	3号	議決責任を深く認識し、市民に対して積極的に情報を提供するとともに、説明責任を果たしたか。	概ね達成 できた			
	4号	市民に分かりやすく、傍聴及び視聴の意欲を高める議会 運営に努めたか。	今後努力を 要する			一般質問において、ディスプレイに資料等を映し、分かりやすい議会運営に努める。
	5号	市長等の市政運営状況を監視し、及び評価する機能を 果たしたか。	概ね達成 できた			
	6号	言論の府であることを認識し、議員相互間の討論を中心とした議会運営に努めたか。	今後努力を 要する		\Rightarrow	本会議における議員相互の議論を尽くすよう努める。
	7号	条例等については、不断に見直しを行ったか。	概ね達成 できた			今後についても必要に応じて見直しを検討する。
第6条 (委員会)	1項	委員会は、多様な市政の課題に迅速かつ的確に対応 するため、機動的に開催するとともに、委員会の専門性と 特性を活かし、その機能を発揮するよう運営したか。	十分達成できた	・良好な運営ができた。 ・学校統合の件で役割を果たした。		
	2項	委員会での審査に当たっては、委員間討議を重視し、資料等を積極的に提供しながら、市民に対して分かりやすい 議論に努めたか。	十分達成できた	・傍聴者がいた事はあまりなかったが、議事録には 議論の過程が分かりやすいように発言に努めた。		
	3項	委員会は、市民からの要請があるときは、審査の経過等 を説明するとともに、必要に応じて意見を交換する場を設け るよう務めたか。		·市民からの要請により、意見陳述·意見交換会を 実施した。		
	4項	委員会での審査経過と審査結果は、委員長及び副委 員長が責任を持って取りまとめ、委員長は、委員長報告の 質疑に対して責任を持って答弁を行ったか。	十分達成できた	・行った。		
第7条 (危機管理)	1項	議会は、災害等の不測の事態が発生した場合、市民の生命、身体及び財産を守るため、市民及び地域の状況を的確に把握し、市長等に対し速やかに必要な要請を行ったか。		·令和元年の台風19号の際には、各議員が避難 所に赴〈など、必要な物資等の要請を行った。		

検証事項		評価	選定した主な理由・意見等	検証結果		
第8条 (議員の活動原則)	1号	議会が言論の府であること及び合議制機関であることを 認識し、議員間の自由な討議を重んじたか。		·全協、委員会では達成できているが、議場内ではまだ達成していない。	\Rightarrow	本会議における議員相互の議論を尽くすよう努める。
		議案に対する議決への参加のみならず、本市の政策を 自ら策定するため、議案を提出することを議員の重要な役割と捉え、積極的な調査研究活動をしたか。	今後努力を 要する	・議員提出議案の提出をもっと積極的に実施すべきである。 ・結果として議案の提出はほとんどなかった。	\Rightarrow	議員の要請に応じて、執行部から提出された実績があるものの、議員自らが提出するように努める。
	3号	市政の課題全般について市民の意見を的確に把握する とともに、自己の資質を高める不断の研さんにより、市民の 代表として、ふさわしい活動をしたか。	概ね達成 できた			
	4号	特定の地域、団体及び個人の事案解決だけでなく、市民全体の代表として、その福祉の向上を目指して活動したか。	十分達成できた			
	5号	議会活動について、市民に対して説明責任を果たしたか。	十分達成 できた	·活動報告書を作成し、積極的に配布した。会合 に出席した際には、市政の報告に努めた。		
第9条 (会派)	3項	会派は、政策の立案及び提言を行うための調査研究等 を積極的に行うよう務めたか。	概ね達成 できた	・市長に対し政策要望書を提出。		
	4項	人名江 化放上应 化放扫子 化放上分放二胆	概ね達成 できた			
第10条 (議員の政治倫理)	1項	議員は、市民全体の代表者として、その負託に応えるため、高い倫理性が求められていることを常に自覚し、品位をもって行動したか。	概ね達成 できた	・行動した。		
第11条 (市民参加)	1項	議会は、市民に対し、積極的にその有する情報を発信 し、説明責任を果たしたか。	概ね達成 できた	・議会報告会は方法、内容等改善を要すると考える。	\Rightarrow	市民へのさらなる情報発信に努める。
	2項	議会は、請願及び陳情を市民による政策提言と位置付け、その調査及び審議においては、これらの提案者の求めに応じ、又は議会自ら、意見を聴く機会を設けたか。	概ね達成 できた			
	3項	議会は、公聴会制度及び参考人制度を活用して、市民 の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めたか。	今後努力を 要する	・開催していない。・今後必要だと考える。	\Rightarrow	必要に応じて制度活用に努める。
	4項	議会は、議会報等の多様な手段を活用することにより、 多くの市民が議会及び市政に関心を持つよう広報活動に 努めたか。		・議会報は議員が更に積極的に編集作業に加わる必要を感じる。		
第13条 (議会報告会)	1項	議会は、説明責任を果たし、また、市民の多様な意見を 把握し、市政の諸課題に柔軟に対処するため、議員及び 市民が情報及び意見を交換する議会報告会を行ったか。	概ね達成できた	・コロナ禍によりYouTubeでの配信を行ったが、市民へのPRに課題があった。 ・今後実施方法の内容を検討する必要があると考える。		

検証事項		評価	選定した主な理由・意見等		検証結果	
第14条 (市長等との関係)	1項	議会は、二元代表制の下、その役割を果たすため、市長 等との健全な緊張関係の保持に努めたか。	十分達成できた			
	2項	本会議における一般質問は、一括質問・一括答弁方式 で行うほか、市政上の論点を明確にするため、一問一答の 方式で行うことができたか。		・内容に応じて一問一答式でも今後行っていきたい。		
	3項	議長から本会議及び委員会への出席を要請された市長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができたか。	該当なし	・場面がなかった		
第15条 (議員の文書による質問等)	1項	議員は、重要かつ緊急なものについて、閉会中に議長を 通して市長等に対し文書による質問を行い、文書による回答を求めることができたか。	十分達成できた			
	2項	質問及び回答の内容については、全議員に通知するとと もに、市民に公表したか。	十分達成 できた			
	3項	議会は、市長等との関係の透明性を図るため、議員から市長等に口頭による要請等があったときは、当該要請等に係る内容及び対応、経過等を記録した文書を作成するよう市長等に求めたか。	十分達成できた	・市長に求めた。		
第16条 (市長の提案説明)	1項	議会は、市長が提案する重要な政策について、政策水準を高めることに資するため、市長に対し、①政策等の提案に至った背景、②他の自治体の類似する政策との比較検討、③総合計画との整合性、④関係法令及び条例等、⑤市民参加の実施の有無とその内容、⑥財源措置、⑦将来にわたるコスト計算、について明らかにするよう求めたか。	概ね達成 できた			
	2項	議会は、政策の提案を審議するに当たっては、立案、執 行における論点を明らかにするとともに、執行後における政 策評価の視点も踏まえた審議に努めたか。	概ね達成 できた			
第17条 (議員相互の自由討 議による合意形成)	1項	議会は、合議制の機関であることを認識し、本会議、委 員会等において議案等の審議又は審査をするに当たって は、合意形成に向けた自由討議を通じて議員相互の議論 を尽くすよう務め、意思決定したか。		·委員会では各委員間で意見を述べることができたが、本会議では議論に至っていない。	>	本会議における議員相互の議論を尽くすように努める。
第18条 (議決事件の追加)	1項	議会は、議事機関として機能強化のため、第96条第2項の規定に基づく議会の議決すべき事件の追加について積極的に検討したか。	今後努力を 要する			追加すべき事件があれば随時検討する。

議会基本条例第25条第1項に基づく検証結果

令和5年7月1日 土浦市議会

検証事項		評価	選定した主な理由・意見等	検証結果		
第19条 (政策討論会)	1項	議会は、市政に関する重要な政策及び課題への認識を 共有し、議論を深めるため、必要に応じて政策討論会を行 い、政策提言に努めたか。	十分達成できた	・特にプレミアム付商品券発行についての政策討 論会を実施した。		
	1項	議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般 選挙を経た任期開始後速やかに、議員研修を行ったか。	十分達成 できた			
	2項	議会は、議員の政策形成及び立案の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めたか。	概ね達成 できた			
		議会は、議員研修の充実及び強化に当たり、広〈各分野から専門的知識を取り入れるよう務めたか。	概ね達成 できた			
第21条 (議会事務局の体制 整備)		議会は、政策形成・立案を補助する組織として、議会事務局の調査機能及び法務機能の充実強化を図るため、 専門的能力の養成に努めたか。	概ね達成 できた			今後も事務局の体制強化に努める。
第22条 (議会図書室)	1項	議会は、議員の調査・研究及び政策形成・立案の能力の向上を図るため、議会図書室の充実に努めるとともに、適正に管理し、及び運営したか。	十分達成できた			
第23条 (議員定数)		議員定数の改正に当たっては、他市との比較だけでなく、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮するとともに、市民の意見を参考とし、検討したか。	該当なし	・議員定数改正についての議論はなかった。		
第24条 (議員報酬等)	2項	議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点、市政の現状及び課題並びに将来の展望を考慮した上で、検討したか。	該当なし	・期間中、改正を行っていない。		